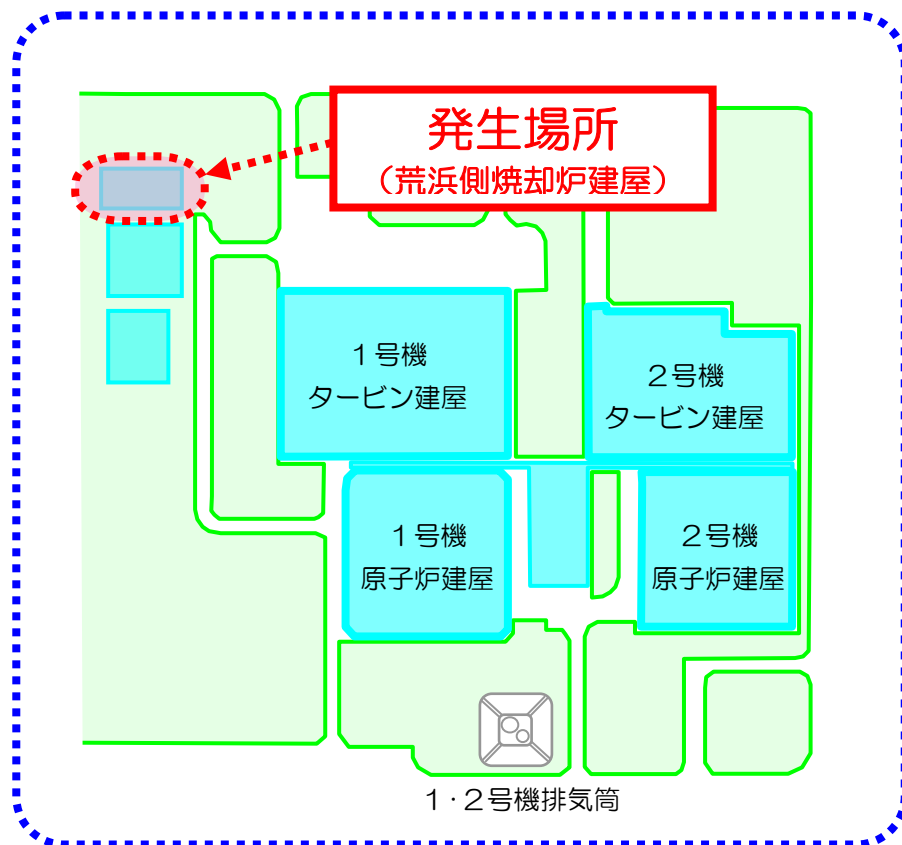
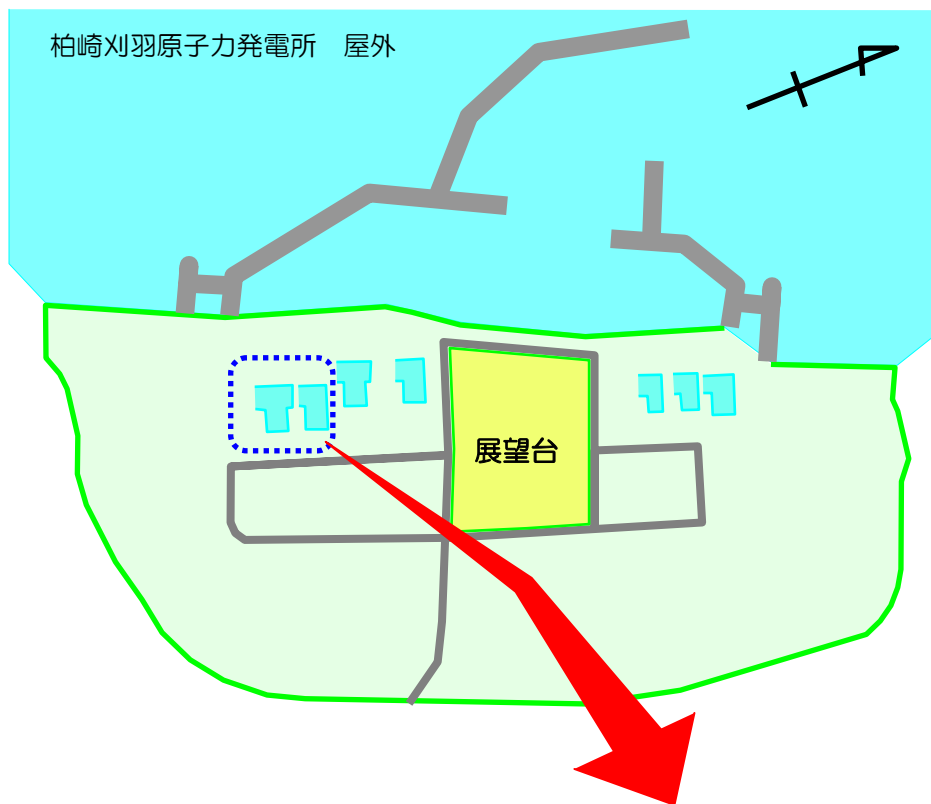


区分：Ⅲ

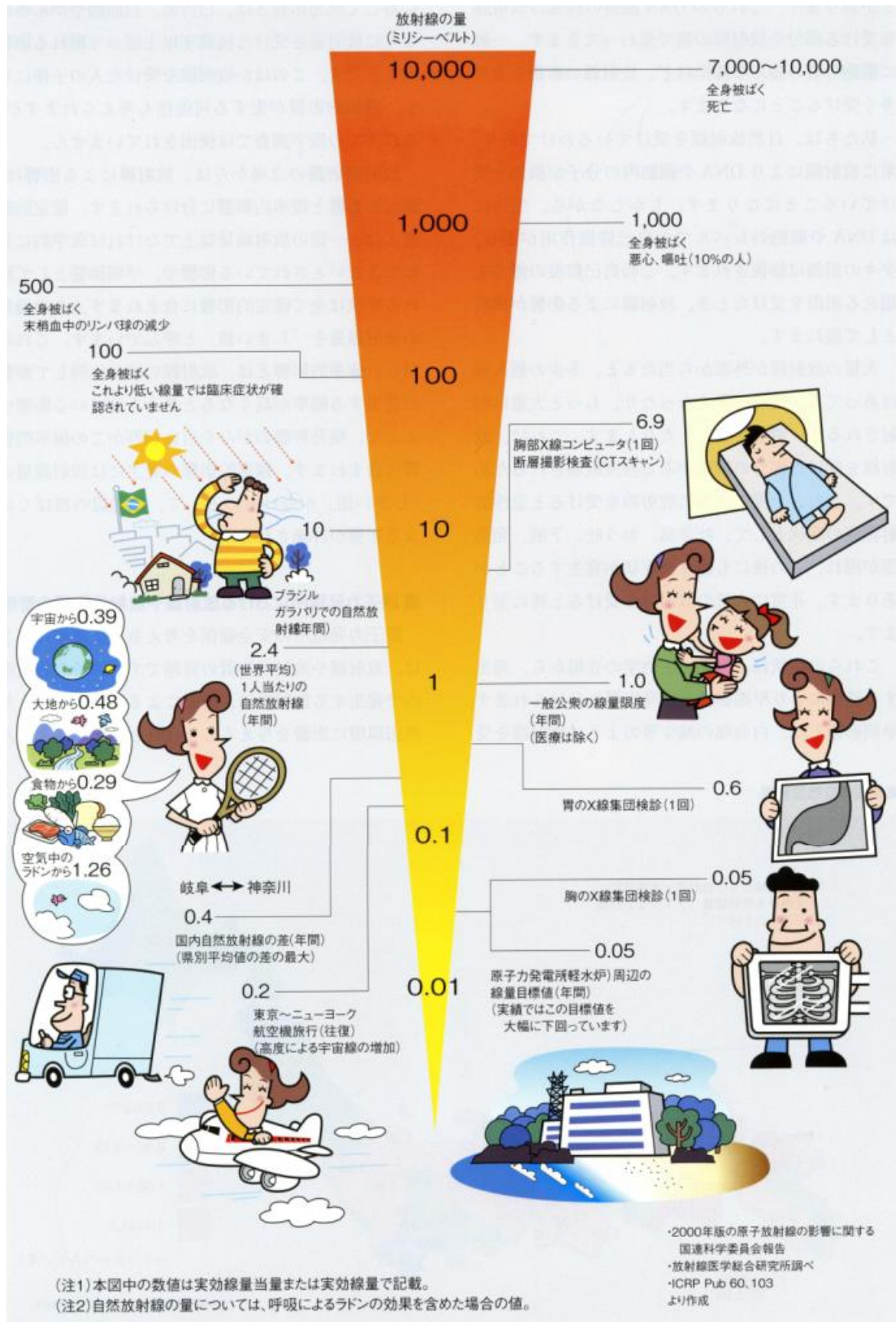
号機	荒浜側焼却炉建屋（管理区域）	
件名	荒浜側焼却炉建屋（管理区域）排気筒における微量な放射性物質の確認について	
不適合の概要	<p>（事象の発生状況） 平成 23 年 4 月 27 日（水）午後 0 時 10 分頃、荒浜側焼却炉建屋（管理区域）排気筒において、粒子状放射性物質の定例測定を実施した結果、検出限界値をわずかに上回るごく微量のアルファ線を放出する物質*¹を検出（検出限界値 2.1×10^{-10} ベクレル/cm³ に対し、3.2×10^{-10} ベクレル/cm³を検出）しました。</p> <p>（評価結果） 当該測定データをもとに発電所敷地境界における濃度を評価したところ、3.4×10^{-16} ベクレル/cm³であり、この値は告示濃度*²で定める空気中の濃度限度 2×10^{-10} ベクレル/cm³に比べ約 50 万分の 1 と極めて低い値です。また、今回確認された粒子状物質から受ける放射線量は、2×10^{-6} ミリシーベルトであり、自然界から 1 年間に受ける放射線量 2.4 ミリシーベルトと比べても十分低い値であり、胸のエックス線検診（1 回）で受ける放射線量（0.05 ミリシーベルト）の約 2 万 5 千分の 1 です。</p> <p>（外部への影響） 発電所敷地境界近傍に設置され空間線量率を測定するモニタリングポストやダストモニタ*³の指示値は通常の変動の範囲内であり、周辺環境への影響はありません。</p> <p>* 1 アルファ線を放出する物質 ウラン等の他、コンクリート等にもラジウム、ラドンなどの天然に存在する物質として含まれている。</p> <p>* 2 告示濃度 「実用発電原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示」（一般公衆の受ける線量が 1 ミリシーベルト/年を超えないように定められている周辺監視区域外の空気中の濃度限度（3 ヶ月についての平均）のアルファ線を放出する物質の種類が明らかでない場合には、濃度限度 2×10^{-10} ベクレル/cm³と定められている。</p> <p>* 3 ダストモニタ 発電所敷地境界近傍で空気中の塵を連続的に集塵し、含まれている放射能を測定している計測器。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>毎月実施している各号機の原子炉水の放射能分析ではアルファ線を放出する物質が検出されていないこと、また焼却炉建屋排気筒では原子力発電所に起因する物質（コバルト 60 等）が検出されていないことから、コンクリート製の建屋内に微量に存在する天然放射性物質が排気筒へ移動してフィルタに捕捉、検出されたものと推測しております。</p>	

荒浜側焼却炉建屋（管理区域）排気筒における微量な放射性物質の確認について



柏崎刈羽原子力発電所 荒浜側焼却炉建屋周辺

日常生活における放射線量との比較



本事象における放射線量
 約 0.000002 (2×10^{-6}) ミリシーベルト